

貸出取引手数料表

(注) この表に記載した手数料は、消費税を含んだ料金である。

手数料の種類		料 率		備 考	
証書貸付方式貸出金取引手数料	固定金利選択手数料		1件につき	5,500円	貸出当初における固定金利の選択時は適用しない。
	返済条件変更手数料(一部繰上返済手数料も含む)	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1件につき	22,000円	
		上記以外	1件につき	5,500円	
	全額繰上返済手数料	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1件につき	33,000円	最終期限残存期間2年以内の場合は適用しない。
		上記以外	1件につき	5,500円	
	取扱手数料		1件につき	33,000円	
当座貸越方式貸出金取扱手数料		1件につき	55,000円		
(根) 抵当権解除証書等再発行手数料		1件につき	11,000円		

- (注) 1 当JAの正組合員および正組合員家族については年2回まで免除とする。
- 2 返済条件変更手数料、一部繰上返済手数料および全額繰上返済手数料については、当分の間、小口生活資金ローンおよび小口事業資金ローン、定期貯金担保貸出金には適用しない。
- 3 一部繰上返済手数料および全額繰上返済手数料中の「固定金利特約期間中」とは、固定金利選択機能を付加した変動金利を採用している場合における「特約固定金利の適用期間中」をいう。また、「長期固定金利型」とは、長期固定金利方式を適用する貸出金をいう。
- 4 一部繰上返済手数料については、JAネットバンクを利用した取引には適用しない。(1回当たりの返済元金額を50万円以上とする。)
- 5 取扱手数料については、無担保扱い、定期貯金担保貸出金には適用しない。
- 6 平成16年9月～平成19年3月までの住宅ローン等の貸出金各種プランにおける特別繰上返済事務手数料については、既に締結した念書等の定めによる。
- 7 平成19年4月以降の住宅ローン等の貸出金各種プランおよび平成21年10月以降に金利軽減した貸出における融資実行日から最終期限までの間の他金融機関からの借入による一部および全額繰上返済を行う場合の違約金は下記計算式とする。
- (融資実行金額(100万円未満切捨て) / 100万円 × 25,000円)
- 8 利息制限法のみなし利息に該当する手数料については、当該手数料を利息に含めて算出した金利が利息制限法における上限金利を超過する場合は、徴収しない。